

## 令和4年度 文教委員会資料⑫

【議案第103号】

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市民プラザ条例 平成23年7月4日条例第18号						○川崎市民プラザ条例 平成23年7月4日条例第18号					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
1 施設専用利用料						1 施設専用利用料					
種別	金額					種別	金額				
	午前	午後	夜間	全日	午前		午後	夜間	全日		
	9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分	9時～12時		1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分		
屋内広場	6,000円	8,960円	11,200円	26,160円	屋内広場	5,900円	8,800円	11,000円	25,700円		
ホール(ステージを含む。以下同じ。)	9,670円	14,560円	18,430円	42,660円	ホール(ステージを含む。以下同じ。)	9,500円	14,300円	18,100円	41,900円		
ステージ	6,110円	8,140円	9,980円	24,230円	ステージ	6,000円	8,000円	9,800円	23,800円		
楽屋	1,620円	1,930円	1,930円	5,480円	楽屋	1,600円	1,900円	1,900円	5,400円		
会議室	1,520円	2,130円	2,540円	6,190円	会議室	1,500円	2,100円	2,500円	6,100円		
和室	810円	1,120円	1,420円	3,350円	和室	800円	1,100円	1,400円	3,300円		
研修室	3,760円	4,370円	4,880円	13,010円	研修室	3,700円	4,300円	4,800円	12,800円		
多目的室	2,850円	3,360円	3,970円	10,180円	多目的室	2,800円	3,300円	3,900円	10,000円		
展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,950円					展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,900円				
種別	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時		種別	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時	
茶室	5,390円	6,820円	8,140円	20,350円		茶室	5,300円	6,700円	8,000円	20,000円	
種別	午前	午後1	午後2	夜間	全日	種別	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	9時～12時	0時10分 ～ 3時10分	3時20分 ～ 6時20分	6時30分 ～ 9時30分	9時～ 9時30分		9時～12時	0時10分 ～ 3時10分	3時20分 ～ 6時20分	6時30分 ～ 9時30分	9時～ 9時30分
体育室	5,800円	5,290円	5,290円	6,620円	20,370円	体育室	5,700円	5,200円	5,200円	6,500円	20,000円

改正後			改正前		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
温水プール	1コース1回2時間まで	3,050円	温水プール	1コース1回2時間まで	3,000円
備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料（温水プールに係るものを除く。）の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。			備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料（温水プールに係るものを除く。）の額は、規定利用料の2割増相当額とする。		
2 屋内広場、ホール又はステージの利用について入場料を徴収する場合の施設専用利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。			2 屋内広場、ホール又はステージの利用について入場料を徴収する場合の施設専用利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額とする。		
入場料金		増額の割合	入場料金		増額の割合
1,000円未満		15割	1,000円未満		15割
1,000円以上3,000円未満		20割	1,000円以上3,000円未満		20割
3,000円以上		30割	3,000円以上		30割
3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設専用利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間（体育室にあっては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間）の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設専用利用料は、無料とする。			3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設専用利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間（体育室にあっては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間）の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設専用利用料は、無料とする。		
2 設備専用利用料			2 設備専用利用料		
単位		金額	単位		金額
1本、1台、1列、1個、1枚その他1単位 1回		10,180円	1本、1台、1列、1個、1枚その他1単位 1回		10,000円
備考 1 この表においては、午前、午後及び夜間（体育室にあっては、			備考 1 この表においては、午前、午後及び夜間（体育室にあっては、		

改正後	改正前
<p>午前、午後1、午後2及び夜間)をそれぞれ1回として扱う。ただし、体育室においては、全日の利用区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備専用利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間(体育室にあつては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間)の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、温水プールにおいては、4時間までごとに、1回として扱う。</p>	<p>午前、午後1、午後2及び夜間)をそれぞれ1回として扱う。ただし、体育室においては、全日の利用区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備専用利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間(体育室にあつては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間)の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、温水プールにおいては、4時間までごとに、1回として扱う。</p>